

兵庫県
保険医協会

明石支部二ニュース



No. 296
2018・1・5
投稿歓迎!

兵庫県保険医協会明石支部 支部長 吉岡 巖
神戸市中央区海岸通一丁目二番三二号
神戸フコク生命海岸通ビル五階
TEL 078078-1801
FAX 078078-3933
1802

謹賀新年



昨年は大変お世話になり
ありがとうございます

本年もよろしく
お願い申し上げます

支部長 吉岡 巖
役員一同

会員投稿

犬(戌)年に因んで

明石市 永本 浩

今年は犬年。牛、山羊と同様、最も早く(旧石器時代)から、ユーラシア大陸において、人類が家畜化した動物であろう。

野生動物と人間の自然な接近から、狼の子どもを人間が飼っている間に犬化したと考えられる。その際、distemperから麻疹にウイルス変異という負の側面もあった。

世界中に数百種の犬があり、すべて同一のDNAを有す種であり、Chihuahua(チワワ)のような小型犬かSaint(セント) Bernard(バーナード)犬まで形態的に多様であるが、すべて人間の都合で品種改良された。この発想は、キリスト教白人国家が植民地の人間を教化

(domestication) という名目で
奴隷化したことと関係があると、
筆者は考える。

「犬」には「犬死」「犬侍」等、
語に冠して卑しめ軽んじて表現することがある。野生の狼は集団生活をしていたので、上位の者に従う。犬はその遺伝子を受け継いで、主人にだけ尾を振り、他人を敵視する。

安倍総理にもその傾向がある。
米国大統領(主人)には忠実であるが、中国、北朝鮮等日本の周辺国には態度が異なる。北朝鮮のミサイルに関して、「負け犬の遠吠え」のごとく「虚張声勢」に騒ぐ。
犬の嗅覚は人間とは比較にならないほど高感度である。解剖学的に、犬の嗅覚上皮は副鼻腔粘膜まで及ぶ(人間は1・5cmしかない)。
さらに鋤鼻器(ヤコブソン器官)

が発達し、「切歯管」という管で
鼻腔と口腔が連絡し、口腔内の食物の臭いも嗅ぐことが可能である。

国民は政権与党内に立ちこめる
「モリカケ」のごとき腐敗臭を、
今後も嗅ぎとる必要がある。総選挙前には教育無償化と喧伝したが、選挙後、掌を返したように所得税、消費税増税をあらわにした。これぞ羊頭狗肉そのもので、国民を騙している。現政権は憲法を改悪して、米国の走狗となり、将来、米国の戦争に巻き込まれるおそれが出てきた。あるいは逆に日本の頭越しに米中連繫されるかもしれない。その時「狡兎死して、走狗烹(史記)」役に立つ間は使われるが、用がなくなれば捨てられる。あたかも使い古したスリッパのごとく、正月早々日本の将来が危惧される。

第7回Xmasパーティーに57人

ウクレレ・マジックで大盛り上がり

支部は12月12日、明石市内のレストラン「Olive! Olive!」で、第7回目となるXmasパーティーを開催した。今年も毎年恒例のビンゴ大会やマジック披露、そして会員からの一芸披露が行われ、会員やスタッフ、家族など57名が参加した。



①



②

冒頭には、一城小児科の辻一城支部幹事がウクレレ演奏と共に弾き語りを披露。「きよこの夜」「赤鼻のトナカイ」などのクリスマスソングメドレーを演奏した。参加者らは、心が温まるウクレレの音色と美しい歌声に聞き入った。

①：冒頭には辻一城先生がウクレレ演奏を披露

②：目の前で繰り出されるマジックに驚きの声上がる

また今年もゲストとして明石市出身のプロマジシャンである、松田有生さんをお招きした。松田さんは各テーブルを回りながらマジックを披露し、参加者らを魅了。目の前で破かれなくなったはずのトランプカードが、どこからともなく現れる、つなぎ目の無いはずの金属のリングが一瞬で繋がるなど、繰り出されるマジックの数々に、会場からは時折大きな驚きの声が上がっていた。

さらに今年も恒例のビンゴ大会を開催。「選べるブランド和牛」「紅ずわい蟹まるごと海鮮鍋」などの豪華な景品に会場も大盛り上がり。それぞれのテーブルからはビンゴの数字に一喜一憂する声が何度も上がった。

4月から介護報酬請求が原則電子化に 紙媒体請求継続は3月末までに 「免除届出書」の提出をお忘れなく

2018年4月より、介護給付費などの請求は、原則、インターネット回線（光ファイバー、ADSLなど）又は光ディスク（CD-Rなど）での電子請求となります。ISDN回線を利用した請求は2018年3月末で終了します。

紙媒体で介護給付費請求を行っている介護事業所（医療機関）が、4月以降も紙媒体での請求を希望する場合、下記の条件に該当する事業所のみ、2018年3月31日までに「免除届出書」を提出した場合に限り、紙媒体での請求を継続できます。

- ①支給限度額管理が不要なサービス（居宅療養管理指導など）、および支給限度額管理が必要なサービス（訪問リハなど）を、それぞれ1種類まで行っている場合であり、かつその旨を2018年3月31日までに審査支払機関に届け出たもの（下表）
- ②常勤の介護職員その他の従業者の年齢が、2018年3月31日においていずれも65歳以上であり、かつその旨を2018年3月31日までに審査支払機関に届け出たもの
- ③電気通信回線設備の機能に障害が生じている場合、設備やソフトウェアの導入に係る作業が完了していない場合など、伝送または電子媒体に依る請求を行うことが特に困難な事情がある場合で、かつ予め審査支払機関に届け出たもの

表：提供するサービスと紙媒体請求の可否例

| 支給限度額管理が不要なサービス | 支給限度額管理が必要なサービス | 紙媒体請求の可否 |
|-----------------|-----------------|----------|
| 居宅療養管理指導 | なし | 可 |
| 居宅療養管理指導 | 訪問看護 | 可 |
| 居宅療養管理指導 | 訪問リハ | 可 |
| なし | 訪問看護+訪問リハ | 不可 |

※紙媒体から電子媒体への請求方法の変更にあたっては、国保連合会に事前に届け出が必要です。変更には1ヶ月程度かかるとされておりますので、お早めにご準備下さい。詳細につきましては兵庫県国保連合会のHP (<http://www.kokuhoren-hyogo.or.jp/medical/care/>) をご参照下さい。

兵庫県保険医協会は、4月以降も紙媒体請求を受理するよう厚生労働省に要請をしております。ご不明な点がございましたら、お問い合わせ下さい。（医科Tel:078-393-1803、歯科Tel:078-393-1809）